

議案第 23 号

石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例を制定することについて

石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正及び地方公共団体情報システムの標準化に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に沿った所要の改正をするため。

石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年石岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に改め、同条第3号中「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に改め、同条第4号中「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	石岡市医療福祉費支給に関する条例（平成17年石岡市条例第101号）による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	石岡市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年石岡市告示第286号）による小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	石岡市学童保育事業条例（平成18年石岡市条例第24号）による負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	石岡市奨学金支給規則（平成23年石岡市教育委員会規則第1号）による奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	石岡市就学援助事務取扱要綱（平成21年石岡市教育委員会告示第8号）による援助事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	石岡市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの（以下「生活保護関係情報」という。）</p> <p>(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの（以下「地方税関係情報」という。）</p> <p>(4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの（以下「児童扶養手当関係情報」という。）</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの（以下「住民票関係情報」という。）</p> <p>(7) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に</p>

		<p>関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報であって規則で定めるもの（以下「住登外者宛名情報」という。）</p>
2 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報</p> <p>(2) 母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住登外者宛名情報</p>
3 市長	石岡市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報</p> <p>(2) 住民票関係情報</p> <p>(3) 住登外者宛名情報</p>

4 教育委員会	石岡市学童保育事業条例による負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 児童扶養手当関係情報 (5) 住登外者宛名情報
5 教育委員会	石岡市奨学金支給規則による奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 住登外者宛名情報
6 教育委員会	石岡市就学援助事務取扱要綱による援助事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 住登外者宛名情報

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	石岡市学童保育事業条例による負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 児童扶養手当関係情報
2 教育委員会	石岡市奨学金支給規則による奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報
3 教育委員会	石岡市就学援助事務取扱要綱による援助事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管	市長	住登外者宛名情報

	理に関する事務であって規則で定めるもの	
--	---------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。